

○香美市蜂の巣駆除補助金交付要綱

平成28年3月18日

告示第26号

(趣旨)

第1条 この告示は、香美市内において私有地等に発生した蜂の巣を駆除し、市民の安全を確保するとともに生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、当該蜂の巣の駆除対策として要した費用の一部について予算の範囲内で補助金を交付することに関し、香美市補助金の交付に関する規則（平成18年香美市規則第48号）のほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「蜂」とは、昆虫綱ハチ目に属する昆虫の内、「アリ」と呼ばれる分類群以外の総称をいう。
- (2) 駆除業者とは、蜂の巣の駆除を業とする者で、香美市入札参加者資格申請書提出要領に基づく資格審査を受けているものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内にある現に蜂が活動している巣がある一般住宅、集合住宅及び集会所等の建物の所有者、納税義務者、使用者又は管理者。ただし、法人を除く。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 駆除業者により蜂の巣を駆除すること。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象者が駆除業者に依頼して行った蜂の巣の駆除に要した経費（消費税及び地方消費税を含む。以下「補助対象経費」という。）とする。ただし、駆除を行うために建物の一部を解体する必要が生じた場合の費用及びその復旧に係る費用は除く。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額とし、10,000円を限度とする。ただし、その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、香美市蜂の巣駆除補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 駆除に要した費用の領収書の写し

(2) 駆除前と駆除後の状況写真

(3) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、申請者一人につき、同一年度において1回限りとする。

3 補助金の交付申請の時期は、駆除を実施した日から起算して90日以内とする。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、内容を審査のうえ補助金交付の適否を決定し、香美市蜂の巣駆除事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）又は香美市蜂の巣駆除事業費補助金不交付決定通知書（様式第3号）によりその旨を申請者に通知しなければならない。

(補助金請求及び交付)

第8条 市長は、前条の規定による補助金交付決定通知後、香美市蜂の巣駆除事業費補助金交付請求書（様式第4号）による申請者の請求に基づき補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

第9条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(立入調査)

第11条 市長は、補助事業を適正に執行するため、関係職員の立ち入り検査及び指導を行うことができる。

(補則)

第12条 この告示で定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後も、なおその効力を有する。

附 則（平成28年5月10日告示第84号）

この告示は、平成28年5月10日から施行する。

附 則（令和6年3月28日告示第57号）
この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

香美市長 様

申請者住所
氏名
電話

香美市蜂の巣駆除補助金交付申請書

香美市蜂の巣駆除補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

記

補助金交付申請額	金 円
駆除をする場所	香美市
添付書類	1 駆除に要した費用の領収書の写し 2 駆除前と駆除後の状況写真 3 その他市長が必要と認める書類
同意書	香美市蜂の巣駆除補助金交付要綱第3条第2号の要件を満たしていることを確認するため、市税の納付状況を調査することに同意します。 氏名 (生年月日 年 月 日)

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

補助金申請者 様

香美市長

香美市蜂の巣駆除補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった蜂の巣駆除補助金については、下記のとおり
交付することに決定したので香美市蜂の巣駆除補助金交付要綱第7条の規定により通知い
たします。

記

補助金交付決定額 金 円

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

補助金申請者 様

香美市長

香美市蜂の巣駆除補助金不交付決定通知書

年 月 日付けの補助金の交付申請について、下記の理由により不交付決定しましたので、香美市蜂の巣駆除補助金交付要綱第7条の規定により通知いたします。

記

1 不交付の理由

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

香美市長 様

申請者住所
氏名 ㊟
電話

香美市蜂の巣駆除補助金交付請求書

年 月 日付け 香美 第 号で交付の決定のあった香美市蜂の巣駆除補助金について、香美市蜂の巣駆除補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

（付記）

上記の補助金は、次の金融機関の口座に振り込んでください。

1	ふりがな		
	口座の名義		
2	金融機関名	農協 銀行	支所 支店
3	口座の種類及び番号	普通・当座	番号

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第8条関係)